

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し		
要望内容（概要）	<p>国外への不当な所得移転及び租税回避を防止するため、租税負担割合がトリガー税率未満の外国子会社について、適用除外基準を満たしていない（経済合理性のある事業を行っていない）場合には、当該外国子会社の所得を日本親会社の所得に合算して課税する。</p> <p>また、適用除外基準を満たしていたとしても、資産性所得（保有割合10%未満の株式の配当やキャピタルゲイン、債券利子、使用料等）を有している場合には、当該資産性所得のみ合算して課税する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>BEPS プロジェクトを踏まえた外国子会社合算税制の見直しに当たっては、軽課税国を利用した課税逃れを的確に防止しつつ、日本企業の過度な負担により国際競争力の低下を招くことがないよう、合理的で簡素な制度とする。現行税制において、日本企業の海外展開に影響を及ぼしている以下事項について適正化を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入 ② 特定外国子会社等の判定方法の見直し ③ 事業基準における航空機の貸付けの取扱いの見直し ④ 適用除外基準の適用範囲に支店所在地国を含める見直し ⑤ 特定外国子会社等が保有する株式譲渡益の取扱いの見直し <p>当該適正化が認められた場合、個人住民税所得割、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第40条の4～6及び第66条の6～9において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号 </div>		
減収見込額	[初年度] — (—) [改正増減収額]	[平年度] — (—) —	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>現在、国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、過度な租税回避行為を防止するため、OECD/G20において、国際課税制度の調和に向けた取組（BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト）が進められているが、この議論を踏まえた国内での制度整備の検討に当たっては、結果として日本企業の健全な活動を制約し、国際競争力の低下を招くことがないよう、ビジネス実態に配慮すべきである。</p> <p>また、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における課税のリスクや事務コストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑化していくため、外国子会社合算税制の見直しを行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われているところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。</p> <p>また、現行の外国子会社合算税制は、現状のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の海外展開に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済 3-2 海外市場開拓支援
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。
	ページ	7—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>日本企業の海外展開の円滑化</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年度 拡充（トリガー税率引下げ（25%→20%） （統括会社特例の導入） 平成 25 年度 拡充（無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し） 平成 27 年度 拡充（被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し） 平成 28 年度 拡充（外国税額控除の適正化）</p>
<p>ページ</p>	<p>7—4</p>